

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

**2009 年度税制改正大綱
投資ファンドの税制にかかる
主な改正点**

本日(2008年12月12日)、自由民主党より2009年度税制改正大綱(以下、「自民党大綱」)が発表されました。今後、当該大綱を受けて財務省が作成した税制改正要綱が閣議決定され、要綱に基づき税法案が国会に提出されます。国会において法案が審議された後、採択され、法令として公表されますが、税法案の国会における審議の状況を見守る必要があると考えます。本ニュースレターでは自民党大綱のうち、投資ファンドのストラクチャリングに影響を与えることが見込まれる組合関連税制にかかる主な改正点についてご紹介いたします。

今回ご紹介した点の詳細および他の金融・証券税制、国際課税および不動産にかかる主な改正点については、来週以降、改めてニュースレターを発行し、ご紹介させていただく予定です。

1. 組合理型投資ファンド課税(1号 PE)の見直し

投資事業有限責任組合（外国におけるこれに類する組合を含む。以下、「投資組合」といいます。）に出資を行う非居住者または外国法人（以下、「外国組合員」といいます。）について、(1)有限責任組合員であること、(2)投資組合の業務を執行しないこと、(3)投資組合の組合財産に対する持分の割合が25%未満であること、(4)無限責任組合員と特殊な関係のある者でないこと、(5)国内に投資組合の事業以外の事業にかかる恒久的施設を有しないことおよび一定の手続きを満すことを前提に、当該投資家が国内において恒久的施設(1号PE)を有するとされない措置が講じられます。

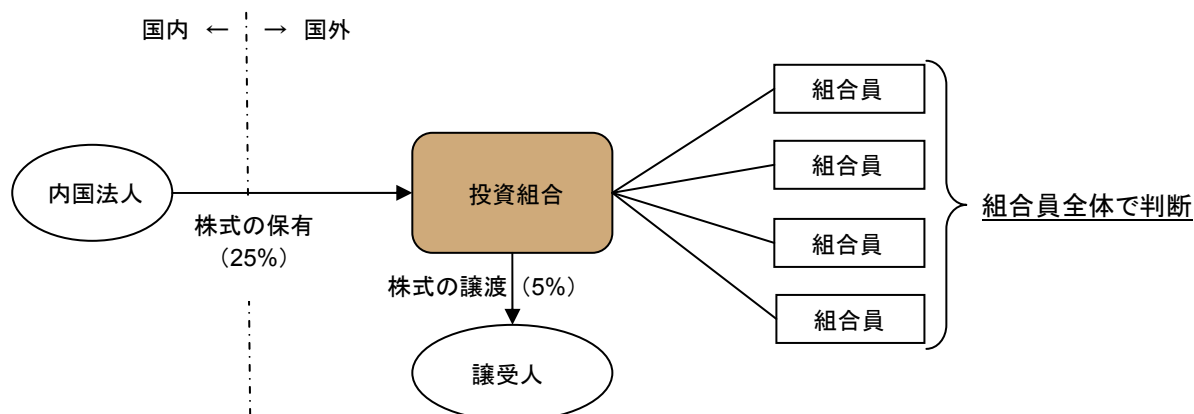
上記の改正は、2009年4月1日以後の外国組合員の恒久的施設の判定について適用されます。

2. 特定の外国組合員にかかる事業譲渡類似課税の特例

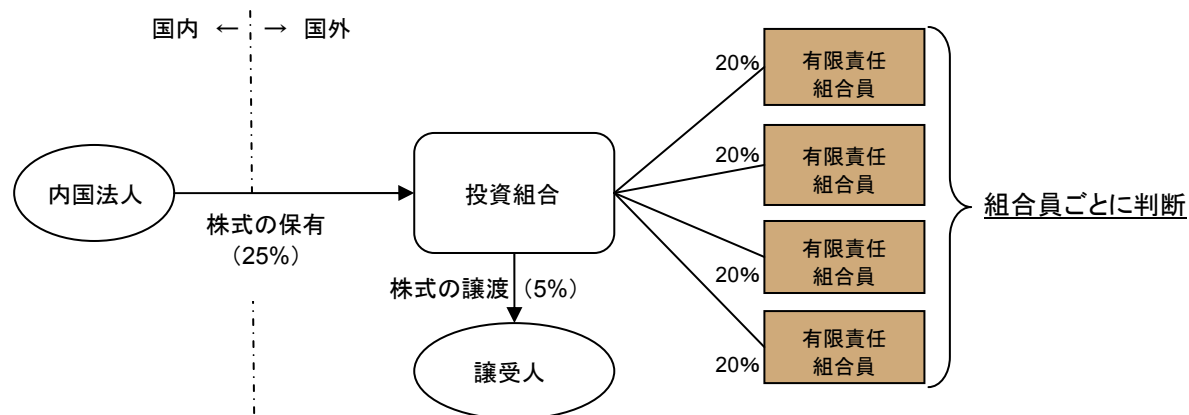
上記 1.(1)~(5)の要件を満たす外国組合員および国内に恒久的施設を有しない投資組合の外国組合員で投資組合の業務を執行しない有限責任組合員であるものが、投資組合を通じて一定の株式等の譲渡(保有期間が1年未満である株式等の譲渡および一定の破綻金融機関株式の譲渡を除く。)を行う場合、いわゆる事業譲渡類似課税に特例が設けられ、当該課税の判定単位は組合員単位で判定されることとなります。

上記の改正は、2009年4月1日以後に行われる株式等の譲渡について適用されます。

[現行]



[改正後]



上記 1 および 2 の改正は、金融庁および経済産業省等からの税制改正要望を踏まえて、国内外の組合理投資ファンドを通じてベンチャー企業育成や事業再生等に出資をする海外投資家に対して、国際的なイコールフットイングを確保し、また、海外からの資金を呼び込み市場の活性化を図るという目的で講じられるものと考えられます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル 15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
マネージャー	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com